

人事院公示第 19 号

人事院は、人事院規則 2—4（人事院の職員に対する権限の委任）第 2 項の規定に基づき、昭和 38 年人事院公示第 5 号の一部改正に関し、次のとおり決定した。

令和 2 年 1 月 27 日

人事院総裁 一 宮 なほみ

- 1 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分があるものは、これを当該傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分がないものは、これを加える。

改正後	改正前
1 (略)	1 (略)
2 委任する権限及び所掌事務	2 委任する権限及び所掌事務
一～二十 (略)	一～二十 (略)
二十一 人事院規則 9—129（東日本大震災及び東日本大震災以外の特定大規模災害等に対処するための人事院規則 9—30（特殊勤務手当）の特例）に規定する次に掲げる事項	二十一 人事院規則 9—129（東日本大震災及び東日本大震災以外の特定大規模災害等に対処するための人事院規則 9—30（特殊勤務手当）の特例）に規定する次に掲げる事項
(1)～(17) (略)	(1)～(17) (略)
(18) <u>第 7 条第 1 項第 1 号</u> の規定に基づき、人事院が定めることとされている航空機及び船	(18) <u>第 7 条第 1 項</u> の規定に基づき、人事院が定めることとされている航空機及び船舶、区

<p>舶、区域並びに作業について定めること。</p> <p><u>(19) 第7条第1項第2号の規定に基づき、人事院が定めるところとされている作業について定めること。</u></p> <p><u>(20) 第7条第2項第1号の規定に基づき、人事院が認めることとされている作業について認めること。</u></p> <p>二十二 (略)</p> <p>3・4 (略)</p>	<p>域並びに作業について定めること。</p> <p>(新設)</p> <p><u>(19) 第7条第2項の規定に基づき、人事院が認めることとされている作業について認めること。</u></p> <p>二十二 (略)</p> <p>3・4 (略)</p>
---	--

2 この決定による改正は、令和2年11月27日から効力を発生する。